

江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江南市下水道条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づく指定工事店の指定の取消し及び指定の効力の停止の処分並びに下水道法（昭和33年法律第79号）及び条例の規定に基づく過料の処分に関し必要な基準及び手続等を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって法令の適性かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定工事店 条例第6条の指定（以下「指定」という。）を受けた排水設備指定工事店（第4条第4項において準用する同条第3項の規定により指定の効力の停止の処分を受け、その停止された期間（以下「停止期間」という。）が満了しない者を含む。以下第7条第1項を除き同じ。）をいう。
- (2) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格し、協会に登録され責任技術者証の交付を受けた排水設備工事責任技術者（協会の規定により登録の効力の停止の処分を受け、その停止期間が満了しない者を含む。以下第7条第2項を除き同じ。）をいう。
- (3) 取消し等の処分 条例第18条第1項の規定に基づく指定の取消し若しくは指定の効力の停止の処分をいう。

(違反行為の区分及び違反点数)

第3条 市長は、指定工事店が別表第1に掲げる違反行為を行ったと認められるときは、当該指定工事店に対し、違反行為の区分に応じ同表に定める違反点数を付する。

2 一の事案につき、2以上の前項の違反行為を行ったと認められるときは、前項の規定により付する違反点数は、各違反行為に該当する違反点数の合計とすることができる。

3 市長は、第1項の規定により違反点数を付したときは、当該指定工事店

に対し、指定工事店違反行為通知書（様式第1）により通知する。

（取消し等の処分の基準及び処分）

第4条 市長は、指定工事店が条例第18条第1項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当するときは、直ちに指定を取り消す。

2 別表第1に掲げる違反行為に対する処分の内容は、別表第2に定めるところによる。

3 市長は、前項の規定により決定しようとする処分が指定の取消しの処分であるときは、江南市行政手続条例（平成10年条例第32号）第3章に規定する聴聞その他の意見陳述のための手続を経たうえで、これを決定する。

4 前項の規定は、第2項の規定により決定しようとする処分が指定の効力の停止の処分である場合に準用する。この場合において、前項中「聴聞」とあるのは、「弁明の機会の付与」と読み替えるものとし、当該処分を受ける者に対し、処分予告通知書（様式第2）によりあらかじめその旨を告知する。

（取消し等の処分の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定を取り消したとき又は同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。第7条において同じ。）の規定により取消し等の処分を決定したときは、当該処分を受ける者に対し、処分決定通知書（様式第3）により通知する。

（違反点数の消滅）

第6条 第3条第1項の違反点数は、当該違反点数を付した日から2年を経過した日をもって消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、累積した違反点数は、指定工事店が指定の効力の停止の処分を受けた場合においては、当該停止期間の満了をもって消滅する。

（工事等の続行）

第7条 指定工事店が第4条第3項の規定により取消し等の処分を受けた時において、条例第5条に規定する排水設備等の計画の確認を受け、着工している工事がある場合は、当該工事に限り、その完了まで施工及びそれに付随する届出その他の行為を続行することができる。

2 前項の規定は、責任技術者が協会の規定により取消し等の処分を受けた場合（当該処分を受けた者が専属する指定工事店に、責任技術者証を有す

る責任技術者が専属しており、かつ、その者が当該処分を受けた者を代理することができる（と認められる場合を除く。）に準用する。この場合において、前項中「施工及びそれに付随する届出その他の行為」とあるのは、「条例第9条第2項各号に掲げる職務」と読み替えるものとする。

（過料の処分の基準及び処分）

第8条 市長は、別表第3に掲げる違反行為（指定工事店がその業務として行った行為であって、別表第1に掲げる違反行為に該当するものである場合は、これを除く。）を行ったと認められる者があったときは、その者に対し、是正勧告書（様式第4）により勧告する。ただし、当該違反行為が、下水道法（第12条の7及び第12条の8第3項の規定を除く。）の違法行為に触れるときは、同法の違法行為と比較して、重きに従って処断する。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に係る違反行為を是正しなかったとき又は当該勧告を受けた日から1年を経過する日までの期間内に前項の違反行為を行ったと認められるときは、その者に対し、警告書（様式第5）により警告する。

3 市長は、前項の規定により警告を受けた者が当該警告に係る違反行為を是正しなかったとき又は当該警告を受けた日から1年を経過する日までの期間内に第1項の違反行為を行ったと認められるときは、その者に対し、違反行為の区分に応じて、下水道法第51条又は条例第39条各項若しくは第40条の過料を科する。

4 前項の規定は、次条第1項の規定により過料の処分を受けた者が当該処分に係る違反行為を是正しなかったとき又は当該処分を受けた日から1年を経過する日までの期間内に第1項の違反行為を行ったと認められる場合に準用する。

5 市長は、第1項の規定により勧告を受けた者の態様等が極めて悪質であるときその他必要があると認めるときは、第2項の警告をしたとみなし、第3項の規定を適用することができる。

6 一の事案につき、2以上の第1項の違反行為を行ったと認められるときは、同項の規定により科することとする過料の額は、各違反行為に該当する過料の額の多額の合計以下とすることができる。この場合において、一の行為が2以上の違反行為に該当し、又は違反行為の手段若しくは結果である行為が他の違反行為に該当するときは、その最も重い違反行為をもつ

て一の違反行為とする。

(過料の処分の通知)

第9条 市長は、前条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により過料の処分をしようとする場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3第1項の規定に基づき、過料の処分を受ける者に対し、処分予告通知書(様式第2)によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続を経たうえで、これを決定する。

2 市長は、前項の規定により処分を決定したときは、当該処分を受ける者に対し、処分決定通知書(様式第3)により通知する。

(補則)

第10条 市長は、この要綱の規定によってした勧告、警告又は過料の処分(以下「過料の処分等」という。)を受けた者が条例第7条の申請をしたときは、過料の処分等を受けた日から2年を経過する日までは、条例第8条第1項第4号ウに該当するとして、指定を行わない。

2 第4条第5項において準用する同条第4項の規定により指定の効力の停止の処分を受けた指定工事店が、その停止期間が満了する前に別表第1に掲げる違反行為を行ったと認められ、同様の処分を受けたときは第6条第2項の規定は適用せず、当初の停止期間が満了した時から当該違反行為に対する停止期間が進行する。ただし、これらの連続する停止期間があわせて6箇月を超えることとなる場合は、市長は、直ちに指定を取り消す。

3 当該処分の決定前に当初の停止期間が満了したときも同様とする。

4 第4条第4項の規定は、第2項ただし書の場合に準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第10条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 指定工事店の違反行為

違反行為	関係法令	違反行為の内容	違反点数
事業の運営 基準違反及 び工事施工 に関する義 務違反	条例第16条第1項	下水道に関する法令、条例及び規則並びに市長が定めるところに従わず、不誠実な排水設備工事を施工したとき。	1～21点
	条例第18条第1項第5号	その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えたとき。	4点
	江南市排水設備指定工事店規則(平成13年規則第35号。以下「規則」という。)第7条第1号	正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき。	2点
	規則第7条第2号	適正な工事金額及び工事期間その他の必要事項を明確に示さないとき。	2点
	規則第7条第3号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	2点
	規則第7条第4号	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	4点
	規則第7条第5号	排水設備等の計画の確認を受けないで工事に着手したとき。	2点
	規則第7条第6号	責任技術者の監理の下において工事の設計及び施工をしないとき。	2点
届出義務違反	規則第7条第7号	工事の完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものである場合を除き、無償で補修しないとき。	2点
	条例第19条第1項	委任された工事の完了後、正当な理由なく速やかに届出をしないとき。	2点
	条例第20条第1項	既設の排水施設を排水設備等として使用することについて、あらかじめ届出をしないとき。	2点
	条例第25条第1項	委任された工事の下水道の使用の日から、正当な理由なく使用開始等を速やかに届出ししないとき。	2点
	規則第8条第1項第1号	名称、所在地又は代表者の変更の届出をしないとき。	2点
	規則第8条第1項第2号	役員の変更の届出をしないとき。	2点
	規則第8条第1項第3号	責任技術者の変更の届出をしないとき。	2点
	規則第9条	営業所の廃止、休止又は再開を直ちに届出ししないとき。	2点

別表第2(第4条関係)

処分基準点数	処分内容
1点以上9点未満	文書による警告(様式第1)
9点以上12点未満	1箇月の指定の効力の停止
12点以上15点未満	2箇月の指定の効力の停止
15点以上18点未満	3箇月の指定の効力の停止
18点以上21点未満	6箇月の指定の効力の停止
21点以上	指定の取消し

別表第3(第8条関係)

違反行為	関係法令	違反行為の内容
届出義務及び工事施工に関する義務違反	下水道法第12条の7、第12条の8第3項	氏名変更等届出書、特定施設使用廃止届出書又は承継届出書の提出を怠った者
	条例第5条	排水設備等の計画の確認を受けずに工事を行った者
	条例第6条	指定工事店の指定を受けずに排水設備等の新設等の工事を行った者
	条例第19条第1項、第24条、第25条第1項、第29条	排水設備等工事完了届、除害施設管理責任者選任届、公共下水道使用開始等届又は排水設備等管理人届の提出を怠った者
	条例第21条、第23条	除害施設の設置等に関する規定に違反した使用者
	条例第28条	下水道使用料算出に要する資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
	条例第30条、第32条第1項	許可を受けずに下水道法第24条第1項に規定する行為をし、又は公共下水道の敷地若しくは排水施設を占用した者
	条例第35条第2項	原状回復に係る指示に従わなかった者
虚偽の届出	下水道法第12条の7、第12条の8第3項	氏名変更等届出書、特定施設使用廃止届出書又は承継届出書で、不実の記載のあるものを届出した者
	条例第5条第1項、第30条、第32条第1項	排水設備等計画確認申請書、排水設備調書、除害施設調書、物件設置許可申請書又は公共下水道占用許可申請書で、不実の記載のあるものを提出した申請者
	条例第5条第2項、第25条第1項	排水設備等確認事項変更届又は公共下水道使用開始等届で、不実の記載のあるものを届出した者
	条例第27条第3項第4号	排出量申告書で、不実の記載のあるものを提出した申告者
	条例第28条	下水道使用料算出に係る資料で、不実の記載のあるものを提出した提出者
その他	条例第39条第2項	詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者
	条例第39条第3項	使用料等の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

様式第1（第3条関係）

第 年 月 日

様

江 南 市 長 印

指定工事店違反行為通知書

下記のとおり違反点数を付したので、江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱第3条第3項の規定により通知します。

今後は江南市下水道条例その他の関係法令の規定を遵守し、違反行為のないよう万全を期されたい。

なお、違反行為を繰り返すと指定の取消し等、厳正に対処することとなるので注意されたい。

記

確認番号	第 一 号
指定番号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関係法令)	
違反点数	点 (決定日 年 月 日)
累積違反点数	点
備 考	

- (注) 1 今後、別の違反行為があった場合は、違反点数を累積加算します。
2 累積違反点数が、処分基準点数に達した場合は、江南市行政手続条例に基づく手続のうえ指定の取消し又は指定の効力の停止の処分を決定します。
3 今回付した違反点数は、決定日から2年を経過した日をもって消滅します。ただし、指定の効力の停止の処分を受けた場合は、当該停止期間が満了した時に消滅します。

様式第 2 (第 4 条・第 9 条関係)

第 年 月 日

様

江 南 市 長 印

処分予告通知書

下記のとおり処分を決定するので、江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱 第 4 条第 4 項 第 9 条第 1 項 の規定により通知します。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、下記期限までに弁明書を提出してください。

記

確認番号	第 一 号
指定番号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関係法令)	
予定される 処分の内容 (根拠法令)	<input type="checkbox"/> 箇月の指定の効力の停止 (下水道条例第 18 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 金 円の過料処分 (下水道法第 51 条・下水道条例第 条第 項第 号)
弁明書提出期限	年 月 日
提出先	下水道課 電 話
備考	

(注) 提出期限までに弁明書の提出がないときは、弁明の意思がないものとみなします。

別紙

年 月 日

江 南 市 長

弁明者 住所 _____
氏名 _____ 印

弁 明 書

江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱 第4条第4項 第9条第1項 の
規定により、次のとおり弁明します。

確 認 番 号	第 一 号
指 定 番 号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関 係 法 令)	
弁 明 の 内 容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
証 拠 書 類 等	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

様式第3 (第5条・第9条関係)

第 年 月 日

様

江南市長 印

処分決定通知書

下記のとおり処分を決定したので、江南市下水道条例等に係る違反行為に
 対する処分要綱 第5条 第9条第2項 の規定により通知します。

記

確認番号	第 一 号
指定番号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関係法令)	
処分の内容 (根拠法令)	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 箇月の指定の効力の停止 (下水道条例第18条第1項) <input type="checkbox"/> 金 円の過料処分 (下水道法第51条・下水道条例第 条第 項第 号)
決定日 (停止期間)	(年 月 日から 年 月 日まで)
備考	1. 指定を取り消されたとき又は指定の効力を停止されたときは、指定工事店証を返納してください。 2. 指定の取消しの処分の決定日から2年を経過しなければ、江南市の指定を受けることはできません。

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 4 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

様

江 南 市 長 印

是 正 勸 告 書

江南市下水道条例その他の関係法令に対する下記の違反行為があったので、江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱第 8 条第 1 項の規定により勸告します。

今後は江南市下水道条例その他の関係法令の規定を遵守し、違反行為のないよう万全を期されたい。

下記の違反行為を是正しなかったとき又は違反行為を繰り返したときは、法令の規定により過料処分を受けなければならないこととなるので注意されたい。

記

確 認 番 号	第 一 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関 係 法 令)	
備 考	

様式第 5 (第 8 条関係)

第 年 月 日

様

江 南 市 長 印

警 告 書

江南市下水道条例その他の関係法令に対する下記の違反行為があったので、江南市下水道条例等に係る違反行為に対する処分要綱第 8 条第 2 項の規定により警告します。

下記の違反行為を是正しなかったとき又はこの警告を受けた日から 1 年を経過する日までに違反行為を行ったときは、法令の規定により過料処分を受けなければならないこととなるので注意されたい。

記

確 認 番 号	第 一 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容 (関 係 法 令)	
備 考	